

市第95号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第19号を次のように改める。

(19) 道路運送法施行規則（昭和26

年運輸省令第75号）第49条第 1

項第 3 号に規定する福祉有償運

送（以下「福祉有償運送」とい

う。）に係る道路運送法（昭和

26年法律第 183 号）第79条の規

定に基づく自家用有償旅客運送

者の登録申請手数料（更新の登

録に係るものを除く。） 同

10, 000円

第 2 条第19号の次に次の 1 号を加える。

(19)の 2 福祉有償運送に係る道路

運送法第79条の 7 第 1 項の規定

に基づく自家用有償旅客運送者

の変更登録申請手数料（運送の

区域の増加に係るものに限る。

) 同 3,000 円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

福祉有償運送に係る自家用有償旅客運送者の登録申請手数料等を徴収するため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市手数料条例（抜粋）

（	<u>上段</u>	<u>改正案</u>	）
（	<u>下段</u>	<u>現 行</u>	）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 18 号まで省略）

- |   |   |          |
|---|---|----------|
| <p>(19) <u>道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 49 条第 1 項第 3 号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 79 条の規定に基づく自家用有償旅客運送者の登録申請手数料（更新の登録に係るものを除く。）</u></p> | 同 | 10,000 円 |
| <p>(19) の 2 <u>福祉有償運送に係る道路運送法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく自家用有償旅客運送者の変更登録申請手数料（運送の区域の増加に係るものに限る。）</u></p>  | 同 | 3,000 円  |

（第 20 号から第 163 号まで省略）